

経営革新計画の承認について

資料 提 供
令和7年12月26日
課 名：経営革新課
担当者：和田
内 線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和7年12月に6件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,095件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和7年12月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金（千円）	従業員（人）	業種	経営革新計画のテーマ
株式会社アスカコーポレーション 福山市明治町	平成24年	3,000	18	技術サービス業（他に分類されないもの）	AI搭載電子カルテ・IoT対応医療器を活用したDXによる高付加価値動物医療の実現
綜合エナジー株式会社 安芸郡府中町茂陰	昭和32年	30,000	160	各種商品卸売業	地方都市空港の集客力を活かした日本初のペットトータルケアサービスの展開
有限会社クロキ工作所 東広島市黒瀬町	昭和61年	5,000	15	金属製品製造業	パーキングロッドカム製造技術を応用した半導体機器部品製造への参入とDXによる生産方式革新
有限会社タイヨー樹脂 広島市安佐北区口田南	昭和57年	5,000	5	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	UV印刷の内製化による納期の短縮及び新サービス提供
株式会社Nest 広島市安佐北区落合	平成29年	10,000	9	輸送用機械器具製造業	大型加工品の塗装工程構築による一貫生産体制化
おおはた のえ 大畠 乃愛(HOME kitchen) 府中市上下町	—	—	2	食料品製造業	地域連携によるジンジャーレモンケーキの開発で多様な新市場への参入

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keiekakushinsien-gaiyou2.html>

(※) 特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。